

おやこふらっと広場事業へ参加しませんか

毎月第4土曜日に満3歳から小学校3年生までのお子さんとその保護者の方を対象に、親子で参加できる子育て支援の事業を行います。ぜひ、親子でご参加ください。
※参加を希望される方は申し込みが必要です(先着10組までとなります)。

事業内容◆お月見工作をしよう

日時◆9月23日(土・祝) 午前10時～午前11時30分

会場◆美郷町住民活動センター(畑屋字街道東)

申込期限◆9月16日(出)

受付時間◆午前9時～午後5時(月曜日休館)

申 NPO法人みさぼーと(美郷町住民活動センター内) ☎0187(84)4922

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

生涯学習課

2023美郷町読書フェスタを開催します

日時◆10月1日(日) 午前9時30分～午後0時20分
美郷町学友館にて「読書フェスタ」を開催します。心に残った本の紹介コンクール表彰式や、ボランティアによる楽しい読み聞かせ、雑誌リサイクル市など内容が盛りだくさんです。ことしは、各種国際コンクールでの受賞経験のある、数少ない口笛プロ奏者の柴田晶子さんによるコンサ-

トも開催されます。オルゴールやマリオンネットも添えた詩情あふれる世界をお楽しみください。

詳細については、公共施設に設置されるチラシをご覧ください。皆様のご来場をお待ちしています。

問 美郷町学友館 ☎0187(84)4040

農政課

令和6年度 秋田アグリフロンティア育成研修生を募集しています

秋田県では、県内の各試験場等での実習や講座を通じて営農に必要な技術や知識を習得する「秋田アグリフロンティア育成研修」の研修生を募集しています(令和5年度までの「未来農業のフロンティア育成研修」から研修内容が一部変更されています)。

応募資格◆次の要件をすべて満たす方

①新たに農業を始めようとする方、または現に農業を営む方のうち農業で自立しようとする意欲が高く、研修終了後の町内就農が確実と見込まれる方

②就農予定時の年齢が50歳未満の方

募集人員◆秋田県全体で23名(予定)

研修期間◆24カ月(令和6年4月～令和8年3月)

応募期限◆10月6日(金) 必着

※11月中旬に選考があり、内定者には11月22日(水)以降に通知があります。

その他◆要件を満たす方は、国の就農準備資金として年額150万円を研修期間中に受給することができます。また就農準備資金の受給要件を満たさない方は、県・町の研修奨励金として月額7万5千円(予定)を研修期間中に受給することができます。

※このほかにも留意事項などがありますので、詳細は下記へお問い合わせください。

「美郷ブランド作物栽培勉強会 ～『美郷雪華』の挿し木について～」を開催します

町では、令和3年度から美郷雪華(白色ラベンダー)、レンコン、セリを美郷ブランド作物として推進していて、それぞれ栽培勉強会を開催しています。今回は次のとおり開催します。

開催日◆9月26日(火)

申込期限◆9月19日(火)

対象者◆『美郷雪華』を栽培し、将来的に出荷・販売したいと考えている農業者。興味がある方もぜひご参加ください。

※挿し木の提供もあります。

その他◆午後1時30分に美郷町役場第2庁舎201会議室に集合してください。勉強会后、ラベンダー園に移動します。

申・問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

令和5年住宅・土地統計調査を実施します

総務省統計局(美郷町)では、10月1日現在で「令和5年住宅・土地統計調査」を実施します。この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約3,340万世帯の方々を対象とした大規模な調査です。調査員が伺いましたら、調査へのご協力をお願いします。



問 町企画財政課 情報統計班 ☎0187(84)4901

国民年金に関するお知らせ

「ねんきんネット」のご案内

「ねんきんネット」はパソコンやスマートフォンでご自身の年金記録や年金見込額を手軽に確認できるサービスです。

年金記録の確認

ご自身の年金記録の確認やお勤めになられた会社の履歴、標準報酬月額、賞与額が確認できます。

将来の年金見込額を試算

働きながら年金を受け取る場合や年金の受給開始を遅らせる場合など、さまざまな条件に合わせた試算ができます。

各種通知書の確認

年金振込通知書や年金額改定通知書などの通知書が確認できます。ダウンロードも可能です。

詳しくは **ねんきんネット** 検索 または下のURLからご覧ください。

URL https://www.nenkin.go.jp/n_net/

問●大曲年金事務所 総務課 ☎0187(63)2296

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険住宅改修受領委任払事業者の
新規登録研修会の開催について

住宅改修費の支給に係る受領委任払事業者は登録申請が必要となり、下の日程の研修会を受講された事業者のみ登録申請が可能になります。現在、登録となっている受領委任払事業者の有効期間については、令和6年11月(最長3年)までとなっています。そのため、令和5年度については新規登録研修会のみを開催し、更新の研修会は開催しません。この研修では、受領委任払いを利用して住宅改修を行う際の流れや、介護給付の対象となる住宅改修の項目、よくある質問などを内容とします。

日時◆10月25日(水)
午後1時30分～午後2時30分
(受付:午後1時10分～)

会場◆大仙市役所仙北支所3階 大会議室
(大仙市高梨)

申込期限◆10月6日(金) 必着

※申込書は「OS介護ネット(<http://www.oskaigonet.or.jp/>)」よりダウンロードし、FAXまたは郵送にてお申し込みください。

受領委任払いとは

被保険者から受領委任を受けた住宅改修業者には、介護給付内工事代金の1割から3割が被保険者から支払われ、残りの9割から7割が介護保険事務所から支払われる制度です。

申・問●介護保険事務所 保険給付班 ☎0187(86)3911 FAX0187(86)3914